

「山口市有地の売払いのご案内(小郡下郷609番4)」に関する質問への回答書

(令和8年1月16日公表)

No	質問内容	回答
1	当該地で建築する建物の用途制限条件を満たした上で、ホテルの建設をする場合、入札は可能か。	建物の主要用途が、用途制限条件に該当していれば入札への参加は可能です。ホテルが主要用途の場合は入札には参加できません。
2	土地売買契約（案）内の、第10条「…消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条に定める消費者に該当する場合…」の「消費者」というのは何を指すのか。	「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいいます。